

養父市地域ブランド推奨品認定要領

(目的)

第1条 この要領は、氷ノ山を中心とした豊かな自然と大地がもたらす恵みから生み出される、養父市の農林水産物並びに加工品、調理品、技術、サービス、観光等数多くある地域資源等の中で、優れた商品をブランド推奨品として認定し、情報発信することにより、地域産業の振興と地域活性化に資することを目的とする。

(認定)

第2条 この要領において「認定」とは、養父市の産品等について、認定基準に適合した商品を、養父市地域ブランド推奨品（以下「推奨品」という。）として認めることをいう。

2 前項の認定は、養父市地域ブランド認定委員会設置要領に基づき設置された、養父市地域ブランド認定委員会（以下「認定委員会」という。）が行う。

(認定基準等)

第3条 認定基準については、養父市地域ブランド推進協議会（以下「推進協議会」という。）が別に定める。

2 推進協議会は、認定基準を定めたとき、又は改正をしたときは公表するものとする。

(認定手続き)

第4条 認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請書に、推進協議会が別に定める申請調書を添付して認定委員会委員長に提出（推進協議会経由）しなければならない。

2 申請書の提出時期については、別に定める。

(審査)

第5条 認定のための審査は、認定基準に基づく書類審査のほか、必要に応じて申請者からの意見聴取、事業場等の現地調査等により行う。

(交付)

第6条 認定委員会は、推奨品として認定したときは、当該申請者に認定書及び認定シールを交付する。

2 認定委員会は、前項の認定に際し、必要と認める条件を付することができる。

3 認定委員会は、審査結果並びに認定基準に適合しないと認めたときは、理由を付してその旨を推進協議会へ報告する。

4 推進協議会は、審査結果を当該申請者に通知する。

5 推進協議会は、推奨品を公表するとともに、推奨品の表示、その他必要な事項を管理する。

(認定の有効期限及び再認証)

第7条 前条第1項に規定する認定の有効期限は、認定した日から2ヶ年を経過した日の属する年度の3月31日までとする。

2 前項に規定する認定の有効期限が満了となる場合において、再認定を受けようとする者は、有効期限の2ヵ月前までに再認定申請書を認定委員会委員長に提出(推進協議会経由)しなければならない。

3 第5条から第7条までの規定は、前項の再認定について準用する。

(認定内容の変更)

第8条 認定を受けた者は、次の各号いずれかに該当するときは、速やかに認定委員会委員長に変更届出書を提出(推進協議会経由)しなければならない。

- (1) 氏名又は名称若しくは代表者を変更したとき、又は住所等を変更したとき。
- (2) 推奨品の商品名を変更したとき。
- (3) 推奨品の規格、形状、包装及び容器に係るデザインを著しく変更したとき。
- (4) その他認定申請書記載事項等に変更が生じたとき。

(認定の表示)

第9条 認定を受けた者は、販売店、推奨品に認定証、認定シールの表示をすることができる。

(報告及び調査)

第10条 推進協議会は、認定を受けた者に対し、推奨品の生産・製造並びに販売状況等について年一回報告を求める。

2 推進協議会は、必要があると認めるときは、推奨品の調査を行うことができる。

3 調査は、認定を受けた者のほか、原料供給者、委託製造者及び販売者に対して行うことができる。

4 推進協議会は調査結果を認定委員会に報告する。

(認定の取り消し)

第11条 認定委員会は次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定基準に適合しないと認められたとき。
- (2) 応募資格を満たさなくなったとき。
- (3) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- (4) 前条第1項及び2項の規定による報告又は調査を正当な理由なく拒否したとき。
- (5) 推奨品の生産、販売を1年以上中止し、又は廃止したとき。
- (6) その他、認定することが適当でないと認められたとき。

2 第1項の規定に該当することにより、認定を取り消された者は、原則として取り消し

の日から1年を経過しなければ、新たな申請をすることができない。

3 認定委員会は、第1項の規定に基づき認定を取り消した場合は、当該者へ通知するとともに、推進協議会へ報告する。

4 推進協議会は、認定の取り消しがあったときは、その対象となる認定品及び認定を受けた者を公表することができる。

(認定を受けた者の責務)

第12条 認定を受けた者は、この要領の規定を誠実に遵守するとともに、認定品の生産、製造及び販売を通じて積極的に養父市のイメージ向上に努めなければならない。

2 認定品の品質、流通及び販売等の事故等の問題が生じたときは、直ちに推進協議会委員長に報告しなければならない。

(その他)

第13条 この要領に基づく申請、届出、報告及び通知等の様式は別に定める。

2 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成24年9月25日から施行する。